西新宿スマートシティ協議会設置要綱

（名称）
第１条 本会は、西新宿スマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）
第２条 協議会は、魅力ある西新宿の実現に向けて、デジタル技術を活用し、スタートアップを含む産官学が連携しつつ、学生や子供など多様な人々の意見を反映し、市民のQOLの向上を目指すことを目的に設置する。

（組織）
第３条 協議会は、別紙の協議会構成員をもって組織する。

（協議会）
第４条 協議会は、協議会運営事務局（以下「事務局」という。）が招集する。
2. 協議会が必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
3. 協議会構成員以外の者が会議に出席するためには、協議会構成員の承認をもって認めるものとする。
4. 協議会の資料及び議事概要は、原則として公開する。

（協議会への入会・退会）
第５条 協議会への入会は、協議会構成員の承認をもって認めるものとする。
2. 入会するにあたっては、第６条に定める企画書を提出すること。
3. 協議会からの退会は、協議会構成員の承認をもって認めるものとする。なお、１年間で協議会に１度も出席しなかった場合は退会となる。

（構成員の役割）
第６条 協議会構成員は、第２条に定める目的達成に向けて活動しなければならない。
2. 協議会構成員は、第２条に定める目的達成に向けて各自で取り組む企画書を提出しなければならない。
3. 年に１度協議会で、企画書に沿って取り組んだ活動報告書を提出しなければならない。

（部会）
第７条 事務局は、西新宿エリアにおけるスマートシティの実現に係る諸課題を個別具体的に検討するために、協議会の下に部会を設置する。
2. 部会には、協議会構成員のみ参加することができる。
3. 各部会の構成員は、企画書等で意向を確認し、事務局で選定を行うものとする。
4. 部会は、事務局が必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

（協議会運営事務局）
第８条 協議会の庶務は、東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部及び一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会において処理する。

（雑則）
第９条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は事務局が別に定める。

附 則
この要綱は、令和2年5月15日から施行する。
この要綱は、令和3年5月14日から施行する。
この要綱は、令和5年6月29日から施行する。